みなし決議に関する理事会議事録

１　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１）第１号議案　息事務長退職承認の件

　　　　　　　　　平成２５年８月９日に正会員宛にメールにて息事務長の退職届が提出されたので、理事会において承認を求めるものである。

２　１の事項の提案をした理事

　　理事　三ツ井　幹雄

３　理事会の決議があったものとみなされた日

　　平成２５年９月１０日

　上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条並びに一般社団法人静岡県設備設計協会定款第３２条第３項の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

一般社団法人静岡県設備設計協会

議事録作成者

会長（代表理事）　三ツ井　幹雄